

岩手県告示第125号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成28年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 浅沢の2
- 2 区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱29号から36号までを順次結んだ線、標柱36号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成22年岩手県告示第46号）で指定した標柱（以下「旧標柱」という。）19号を結んだ線、旧標柱19号と旧標柱18号を結んだ線、旧標柱18号と標柱37号を結んだ線、標柱37号から39号までを順次結んだ線及び標柱39号と29号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
花巻市		浅沢	111番3	標柱29号
			176番1	標柱30号から32号まで
			162番1	標柱33号
			161番1	標柱34号及び35号
			161番2	標柱36号
			111番7	標柱37号
			111番6	標柱38号
			111番5	標柱39号